

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	平成31年3月10日 08時40分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市唐津港北方沖 唐津港西港東防波堤西灯台から真方位068°970m付近 (概位 北緯33°29.5′ 東経129°58.0′)
事故の概要	漁船三笠丸は、ごち網を投入し、バージ第七げんかいを押航して西南西進していた押船第七げんかいが同網の上を通過した際、同網が切損した。
事故調査の経過	平成31年4月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第七げんかい、407トン 143189、唐津湾海区砂採取協同組合 B バージ 第七げんかい、約4,869トン なし、唐津湾海区砂採取協同組合 C 漁船 三笠丸、4.5トン SA3-22671（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） C 船長C、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C ごち網に切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 3、視程 約1海里（M） 海象：うねり 波向北東、波高約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、B船を押航して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、船長Aが操船に当たり、唐津港西港に向けて約4ノットの対地速力で唐津港北方沖をふだんの入港時と同じ進路で西南西進中、レーダーで認めていたC船を左舷側に見てC船の北側300m付近を通過した。 船長Aは、唐津港西港に着岸後、C船の所属漁業協同組合からA船の船舶所有者を通じて連絡を受け、A船押船列がC船の船尾から投入されていたごち網の上を通過し、同網が切損したことを知った。 C船は、船長Cほか2人が乗り組み、唐津港北方沖において、船長Cが、C船の東北東方1M付近にA船を視認し、A船が唐津港西港に向けて西南西進しているのを認め、数分間停留した後、船尾から投入していたごち網を揚網したところ、同網が切損していることが分か

	<p>り、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長Cは、ふだん、水深の深い海域でごち網漁を行っていたが、本事故当時、ごち網漁の解禁に備え、唐津港出入口付近の水深約15mの海域で試験的にごち網を投入していたので、ごち網の上側（又綱、浮子綱等）が海面付近にあり、ごち網にはブイ等の目印もなく、A船押船列がごち網に気付かずに接触したと思った。</p>
分析	<p>A船押船列は、西南西進中、船長Aが、唐津港西港に向けてC船の北側300m付近をふだんの入港時と同じ進路で航行していたところ、C船の船尾から投入されていたごち網に気付くことができず、同網の上を通過したものと考えられる。</p> <p>C船は、唐津港出入口付近の水深約15mの海域で投入したごち網の上側が海面付近にあったことから、A船押船列が、同網の上を通過した際、同網の上側に接触し、同網が切損したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、C船が唐津港出入口付近の水深約15mの海域で投入したごち網の上側が海面付近にあったため、A船押船列が、同網の上を通過した際、同網の上側に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港の出入り口付近の水深が浅い海域でごち網を投入する場合、ごち網の上側が大型船と接触することがあるので、周囲の状況に注意すること。